



子ども霞ヶ関見学デー

CONTENTS

平成 20 年度水産予算の重点事項について	2
	漁政部漁政課
指定漁業の許可等の一斉更新について	6
	漁政部企画課
回遊魚	7
	増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 武井 篤
平成 19 年 8 月分のプレスリリース	8

平成 20 年度水産予算の重点事項について

漁政部漁政課

水産業・漁村は、国民の食生活に欠かせない水産物の安定供給のほか、環境・生態系の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有している。このような水産業・漁村の有する機能が適切に発揮され、国民の期待に応えうる水産業・漁村を確立するため、本年 3 月 20 日、水産政策の基本指針である水産基本計画の見直しを行ったところである。

この見直しに当たっては、近年の資源状況の悪化、魚価の低迷、燃油価格の高騰等、我が国の水産業・漁村を取り巻く諸課題に対応するため、国際競争力のある経営体の育成、水産物の加工・流通の合理化と産地の販売力の強化、公海資源を含む水産資源の回復と管理の取組の強化、漁港・漁場・漁村の総合的な整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮などについて、新たな水産政策の方向付けを行ったところである。

平成 20 年度水産予算については、これら政策改革の方向性を予算要求に反映させ、着実に取り組むこととしている。

このように決定した平成 20 年度の水産関係予算の概算要求額は、総額 2,953 億円（平成 19 年度予算額 2,499 億円）となり、このうち非公共事業は 1,128 億円（平成 19 年度予算額 941 億円）、公共事業は 1,825 億円（平成 19 年度予算額 1,558 億円）となっている。

〔以下金額は、平成 20 年度概算要求額。カッコ内は平成 19 年度予算額。単位：百万円。〕

1 水産資源の回復・管理の推進

(1) 環境変動が生態系や資源に及ぼすメカニズムの解明等

ア 地球温暖化による沿岸漁場環境への影響評価・適応策検討調査（新規） 98 (0)

沿岸・内湾のモデル海域において、自動観測ブイ等を用いて海水中の温度変化等を把握・データベース化し、養殖業や磯根資源等への影響評価手法を開発するとともに、有効な適応策を検討。

イ 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業（新規） 363 (0)
ノリの色落ち被害を引き起こすケイ藻プランクト

ンの分布拡大や、新型赤潮、貧酸素水塊による漁業被害を防止するため、発生機構の解明等を進める。また、生物多様性の指標や定量化手法等を開発。

ウ 豊かな海の森づくりによる CO₂ 固定推進事業（新規） 42 (0)

藻場の造成に必要な基質材に、製造過程で CO₂ を多く排出するコンクリートの代わりに、貝殻や鉄鋼スラグ（製鉄過程の副産物）を活用することにより CO₂ 発生を軽減する技術等を開発。

(2) 資源回復計画等の一層の推進

ア 資源調査の着実な実施

○ 我が国周辺水域資源調査推進事業（拡充） 1,623 (1,613)
マイワシ、マサバ等の主要魚種の資源量調査等を実施し、資源管理・回復に必要な科学的調査データの収集や資源評価を実施。

○ 国際資源対策推進事業（継続） 953 (953)
公海等において漁獲されるカツオ・マグロ類、サケ・マス類等の国際漁業資源の調査を実施し、国際的な資源管理を推進。

イ 資源管理の着実な実施

○ 資源管理体制・機能強化総合対策事業（組替） 275 (261)
強い水産業づくり交付金（継続）

8,982 (8,762) の内数

我が国排他的経済水域における資源回復計画の作成、漁獲可能量の適切な管理を実施。また、TAC 対象魚種等に関し、漁期別、海域別に収益を改善するための合理的操業モデルを提示。

(3) マグロ資源の持続的利用の推進

ア マグロ類新規代替漁場調査事業（新規） 217 (0)
大西洋・インド洋沿岸諸国の EEZ 内において、メバチマグロ等の新規漁場を開拓・調査。

イ マグロ類の人工種苗による新規養殖技術の開発（技術会議事務局計上） 8,969 (0) の内数
天然からの採取に依存している養殖用マグロ種苗について、安定的に供給可能な人工種苗を導入するため、優良な親魚養成及び種苗生産技術を開発。

ウ 養殖クロマグロ安定供給推進事業(新規) 247(0)
海象条件の厳しい沖合域等の未利用海域でクロマグロ養殖を可能とする生け簀の開発を行うほか、マグロ養殖用の人工飼料を開発。また、漁獲された小型魚を養殖に効率的に活用するための運搬技術等を開発。

(4) 持続的な養殖生産の推進

ア 持続的養殖生産・供給推進事業(拡充) 170(107)
養殖海面の利用状況をデータベース化し利用希望者とのマッチングを促進するほか、新規参入等による低未利用海面の利用の促進のためのプラン作りを支援。また、魚粉以外の原料を多用する安価な飼料を開発するほか、複数の魚介類養殖を組み合わせた複合養殖技術を開発。

イ DNAチップによる養殖漁場健全度評価手法の開発事業(新規) 25(0)
養殖漁場底泥の汚染程度を簡便に評価するDNAチップを開発。

(5) 漁場環境の保全

ア 資源回復支援基盤整備事業(公共)(拡充)
111,690(93,318)の内数
資源回復計画等を実施中の地域において、漁港・漁場の整備とあわせ、藻場や干潟における食害生物対策(食害防止フェンスの設置等)、海藻類の播種、移植やモニタリング等を実施。

イ 漁場保全の森づくり事業(公共)(継続)
10,000(10,000)
漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、林野庁と連携して、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施。

ウ 新たなノリ色落ち対策技術開発事業(継続) 90(90)
栄養塩を吸収する植物プランクトンを捕食する二枚貝類とノリの共存養殖技術を開発するとともに、河川水により供給される栄養塩を最大限活用するノリ網の配置等の技術を確立。

エ 有害生物漁業被害防止総合対策事業(拡充) 890(843)
大型クラゲ、トド、ナルトビエイといった広域に出現する有害生物について、駆除、処理、改良漁具

の導入等を促進。また、トドについては、一斉追い払い手法の実証試験や、効果的な忌避手法の開発等を実施。

2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

(1) 漁船漁業対策の着実な推進

ア 漁船漁業構造改革総合対策事業(継続) 5,000(5,000)
漁船漁業改革推進集中プロジェクトを実施し、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進。

イ 省エネルギー技術導入促進事業(組替) 924(924)
燃油価格が高騰していることを踏まえ、省エネルギー技術の実証・開発への支援を講じることにより、水産業の省エネルギー化を促進。また、未利用水産資源を活用し船上での燃料化や魚粉製造等のシステムを開発。

(2) 担い手の育成・確保

ア 漁業経営安定対策事業(新規) 5,206(0)
効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を導入。

イ 地域漁業担い手育成・確保推進対策事業(新規) 825(0)
自己の経営判断と創意工夫により経営改革に取り組む経営改善計画の認定を受けた者等の担い手が、融資を主体として施設・設備等を導入する際のモデル的な取組に対し、融資残の一部を補助し、あわせて当該融資を円滑に受けることができるよう債務保証を促進。

ウ 漁業経営改善効率化支援事業(新規) 24(0)
効率的かつ安定的な漁業経営を目指して経営改善に取り組む者等の計画策定支援のためのサポートモデルを構築。

エ 効率的・安定的沿岸漁業促進事業(新規) 192(0)
新技術(魚倉のコンテナ化、省エネルギー型エンジン等)を実際の漁業活動に導入し、経営の改善を図るための、法人化等を志向する地域のモデル的な取組を支援。

(3) 活力ある漁業就業構造の確立

ア 水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業界の担い手育成プロジェクト事業（新規） 151（0）

水産高校等と地域の漁業・水産業界が連携し、実地での企業実習等を実施することにより、地域を支える将来の漁業・水産業界の専門知識を有する人材を育成。

イ 漁業再チャレンジ支援事業（継続） 555（555）

漁業就業支援フェアの開催、漁業現場での6ヶ月間の長期研修、資格取得のための講習会や夜間・土日での漁業チャレンジ準備講習会の開催、異業種のノウハウを活用したビジネスプランの事業化を支援。

(4) 内水面漁業・つくり育てる漁業の振興

ア 内水面生態系の保全

○ 健全な内水面生態系復元等推進事業（組替） 322（322）
外来魚の抑制管理技術の開発、内水面生態系に配慮した増殖指針の作成、溪流魚の原種の増殖による遺伝的多様性の回復・向上のための増殖技術を開発。また、複数県にわたる広域的・緊急的なカワウ・外来魚の防除対策を実施。

イ 種苗放流によるつくり育てる漁業の振興

○ 広域連携さけ・ます資源造成推進事業（継続619）（619）
全国的に連携した適期・適サイズ等での放流計画に基づく種苗放流を行い、効率的なさけ・ます資源の造成を促進。

○ 栽培漁業資源回復等対策事業（継続） 139（139）
県域を跨る海域レベルで適地放流等を行い、効率的な栽培漁業を促進。

(5) 漁協系統による組織・事業改革の促進

漁協系統組織の自主的な取組を基本として、組織、経営、事業に関する基盤強化を促進。

ア 漁協系統組織・事業改革促進事業（継続） 76（76）
漁協の経営改善や事業改革を促進する観点から、経営コンサルタントによる財務改善計画の策定等を支援。

イ 中小漁業関連資金融通円滑化事業の拡充 99（28）

○ 漁協経営改革支援事業
漁協の再建計画の実施を支援するため、漁協の

特定の負債について、その一部を機関保証、保険に付し、代位弁済が行われた場合の求償権償却引当て経費等に対して助成。

3 加工・流通・消費対策や未来を切り拓く新技術の開発

(1) 拠点産地における価格形成機能・産地販売力の強化

ア 市場統廃合等による価格形成機能の強化

○ 国産水産物安定供給推進事業（継続） 1,400（1,400）
漁業者団体等に対する保管経費等の助成を活用して、市場統廃合（ITを活用したセリ機能の統合を含む。）、買参人の参入自由化等の活動を促進。

イ 産地販売力の強化

○ 水産物流通機能高度化対策事業（公共）（新規） 129,446（-）の内数

○ 水産基盤ストックマネジメント事業（公共）（新規） 1,200（0）

産地の販売力を強化する観点から、拠点的な漁港や輸出水産物を取扱う漁港において品質・衛生管理機能を強化するための整備を推進するとともに、こうした拠点漁港等の施設の更新コストの縮減等を図る。

(2) 産直取引の推進等による流通コストの低減

○ 水産物流通構造改革事業（継続） 491（491）
加工業者、小売業者等と連携した新たなビジネスモデルを開拓。特に、市場統廃合（ITを活用したセリ機能の統合を含む。）、買参人の参入自由化等に取り組み産地市場における産地・消費地間の直接取引を積極的に推進。

(3) 輸出、食育の促進

ア 輸出の促進

○ 農林水産物等海外販路創出・拡大事業（大臣官房国際部計上） 747（610）
海外におけるバイヤーとの商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、販路の創出・拡大を支援。

○ 水産物品質管理対策推進支援事業 121（121）
EU等の国際的な品質管理基準に対応した生産段階の品質管理機能を強化するとともに、輸出を促進する観点から、漁船や養殖場における品質管理ガイドラインの策定等を促進。

イ 食育の推進（にっぽん食育推進事業（消費・安全局計上）等） 11,311（9,014）の内数
「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を図る一環として、消費者に対し、食べ方の提案、水産物の理解を促進。

(4) 未来を切り拓く新技術の開発

ア マグロ類の人工種苗による新規養殖技術の開発（再掲）

イ ウナギ及びイセエビの種苗生産技術の開発（拡充：技術会議事務局計上） 300（129）
安定的な人工種苗（シラスウナギ）生産の実用化に向け、シラスウナギの大量生産に不可欠な良質卵安定生産のための優良親魚育成技術や、幼生用の新規飼料を開発。

ウ 未利用資源活用型加工プロジェクト事業（新規） 40（0）

資源回復魚種の活用、有害生物の駆除、DHA、EPA等を豊富に含む加工残渣の再資源化等の政策課題に対応した加工品を開発・商品化するため、試作品の作成・評価、原料の調達、普及・広報等を支援。

エ 水産業振興型技術開発事業（拡充） 139（125）

海藻からバイオエタノールを生産するために必要となる技術（アルギン酸等から単糖に分解する技術等）を開発。また、小型魚の混獲を回避する選択漁法や魚倉のコンテナ化等の合理的水揚げシステムの研究開発等、沿岸漁業の省人・省エネルギー化につながる技術を開発。

4 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

(1) 水産資源の増殖推進と生育環境の保全

ア フロンティア漁場整備事業（公共）（拡充） 400（127）
日本海の排他的経済水域において、国の直轄整備による漁場造成に着手。

イ 資源回復支援基盤整備事業（公共）（拡充）再掲

ウ 磯焼け対策緊急整備事業（公共）（継続） 111,690（93,318）の内数
磯焼け被害の著しい漁場において、藻場・干潟の造成とあわせ食害防除フェンスの設置等の食害生物対策、海藻類のモニタリング等を実施。

(2) 安全で活力ある漁村の形成

ア 漁村再生交付金（公共）（拡充） 8,742（8,505）
地域提案枠を拡充し、地域の創意工夫を生かした活力ある漁村づくりを支援。

イ 漁村地域力向上事業（拡充） 103（75）
活力ある漁村づくりを推進する観点から、体験漁業の推進や定住・二地域居住の推進などに取り組む先進的な地域ぐるみのモデル的な取組を公募により支援。

ウ 漁業集落環境整備事業（公共）（拡充） 7,302（6,274）
災害に備えた緑地・広場施設（避難地）を整備。

エ 漁業地域の減災モデリング事業（新規） 30（0）
災害発生後の時間経過に応じた減災対策手法マニュアルを策定し、地震・津波等の災害が生じた際の、漁業地域の被害を最小化。

オ 海岸事業（公共）（継続） 12,719（10,532）
台風等により被災を受ける恐れの高い地域等において地震、津波、高潮対策を緊急に実施。

(3) 多面的機能の発揮の促進

ア 環境・生態系の保全に向けた調査・実証
○ 環境・生態系保全活動支援調査・実証事業（継続） 150（150）

藻場・干潟の維持・管理など漁業者が中心となつて行う環境・生態系保全活動を促進する政策手法の確立に向けて調査・実証を実施。

イ 離島における多面的機能の発揮の促進
○ 離島漁業再生支援交付金（継続） 1,725（1,725）
多面的機能を発揮する離島漁業の再生を促す観点から、共同で離島漁業の再生に取り組む漁業集落に対して交付金を交付。

平成20年度水産予算概算要求の概要

事 項	平成19年度 予算額	平成20年度 概算要求・ 要望額	対前年度比
一般会計 合 計	百万円 249,926	百万円 295,336	% 118.2
非公共 (計)	94,133	112,797	119.8
公 共 (計)	155,793	182,539	117.2

指定漁業の許可等の一斉更新について

漁政部企画課

指定漁業の許可の有効期間は原則5年とされていますが、この5年ごとの許可等の更新（いわゆる「指定漁業の一斉更新」）が、本年8月1日に実施されました。指定漁業の一斉更新にあたっては、漁業種類ごとに許可の総隻数を公示し、許可発給の条件や漁業操業等に係る規制についても、必要に応じ見直しを行うこととしていますので、その概要を紹介します。

我が国漁業の安定的発展を図るためには、資源状況の悪化、漁船の高船齢化等の生産構造の脆弱化に対応して、緊急に漁船漁業構造改革を進め、将来にわたって漁船漁業を担う国際競争力のある経営体の育成・確保を図る必要があります。

このため、指定漁業許可制度の運用に当たっては、水産資源の多くが未だ低位水準にある現在の状況に対応して、漁獲努力量の抑制を図るとともに、漁業法令違反の発生を抑制するための規律の強化を図るほか、調整問題に積極的に対応し沿岸・沖合漁業者の共存体制の確立を図ることが基本と考えています。

このような基本認識の下、今回の一斉更新が実施されております。

1. 指定漁業の概要とその現状

(1) 概要

ア 指定漁業とは

指定漁業は、漁業法に基づき、船舶により行う漁業であって、次の2つの要件を備えるものとして、農林水産大臣が許可する漁業です。

- ① 水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について、制限措置の必要がある漁業
- ② 政府間の取決め、漁場の位置、その他の関係上、当該措置を統一して講ずることが適当である漁業

イ 指定漁業の種類（13 漁業種類）

- ・ 沖合底びき網漁業・遠洋かつお・まぐろ漁業
- ・ 以西底びき網漁業・近海かつお・まぐろ漁業
- ・ 遠洋底びき網漁業・中型さけ・ます流し網漁業
- ・ 大中型まき網漁業・北太平洋さんま漁業

- ・ 大型捕鯨業
- ・ 日本海へにすわいがに漁業
- ・ 小型捕鯨業
- ・ いか釣り漁業
- ・ 母船式捕鯨業

(2) 現状

「指定漁業」の隻数及び生産量は年々減少を続けています。一方、現在も我が国海面漁業生産（養殖を除く）の5割弱を占めており、国民への水産物供給においては重要な漁業種類となっています。

参考：指定漁業の生産量（単位：万トン）

	平成4年	平成14年	平成16年
海面漁業全体(除:養殖)	777	443	441
指定漁業全体	380	208	201
うち大中型まき網漁業	230	81	86
沖合底びき網漁業	48	40	42
遠洋かつお・まぐろ漁業	28	25	22
北太平洋さんま漁業	-	17	18
沿岸漁業(除:養殖)	197	149	151
指定漁業の占める割合	49%	47%	46%
沿岸漁業(除:養殖)の割合	25%	34%	34%

資料：「漁業・養殖業生産統計年報」農林水産省

2. 指定漁業の一斉更新について

(1) 公示隻数の考え方

指定漁業の一斉更新は、漁業法上、

- ① 農林水産大臣が、指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数等を公示し、
- ② その隻数の枠内で漁業者の申請に基づき許可するという仕組みを取っています。

公示隻数の決定に当たっては、前回(平成14年)の公示隻数から、その後に減船・廃棄したものを削減し、すべての漁業種類において、公示隻数の縮減に努めました。その結果、今回の公示隻数は、前回に比べ、約500隻減の約2,100隻となりました。

(2) 今次の許認可隻数

今回の一斉更新は、指定漁業のうち、次の8漁業種類が対象となっており、総許認可隻数は、2,030隻(平

成14年は2,489隻)となりました。漁業種類別の許認可隻数は次表のとおりです。

表：平成19年一斉更新時における指定漁業の許認可隻数

漁業種類	平成14年	平成19年	増減
	(A)	(B)	(B)-(A)
沖合底びき網漁業	442	391	△ 51
以西底びき網漁業	18	13	△ 5
大中型まき網漁業	221	207	△ 14
遠洋かつお・まぐろ漁業	625	583	△ 42
近海かつお・まぐろ漁業	532	435	△ 97
北太平洋さんま漁業	229	204	△ 25
日本海べにずわいがに漁業	22	15	△ 7
いか釣り漁業	400	182	△ 218
計	2,489	2,030	△ 459

注1：平成14年許認可隻数は、平成14年の一斉更新時(H14.8.1)の数値。

注2：いか釣り漁業の増減隻数には、許可の操業区域の区分を統合したことによる減少が含まれている。

3. 指定漁業の諸規制等の点検・見直し

(1) 漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直し

国際競争力ある経営体を育成する観点から、各漁業種類の状況に応じて漁業の操業に係る規制の見直しを行いました。

具体的には、いか釣り漁業の漁獲物等の陸揚港の制限の撤廃、遠洋・近海かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の転載制限の緩和等を行いました。

(2) 漁業秩序の適正化

許認可の適格性を判断するための基準について、法令の遵守を一層促進する観点から厳格化するとともに、透明性を確保するためこれを省令に規定しました。

また、漁業関係法令違反に対する行政処分等の運用基準についても、違反の発生の抑止力を向上させる観点から厳格化するとともに、透明性を確保するためこれを公表し、周知徹底を図りました。

さらに、操業区域違反を繰り返す漁船に対し、一定期間、衛星船位測定送信機による位置の報告を義務付ける措置を導入しています。

(3) 沿岸・沖合漁業者の協議の促進

沿岸・沖合漁業者の相互理解を深め、

資源の有効利用を促進する観点から、定期的かつ必要に応じ、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、当事者間の話し合いの場の設定の斡旋、話し合いの仲介等により、両者の共存に向けた調整を推進することとしております。また、当事者間で公的規制とすることが合意されたもの等必要なものは、一斉更新に限らず順次、自主的合意事項から公的規制へ転換することとしております。

(4) その他

労働居住環境の改善を図るため、漁船の居室、保健衛生に関する設備等の基準について、国際労働機関(ILO)で採択された漁業労働条約の水準を目指した見直しを行いました。

回遊魚

因果応報

とある学校の水産学科での話。

学生に基本的な実験技術を身につけさせるため、学生実験という授業があり、アイウエオ順に、学生3人で班を作り実験を行わせていた。この物語に登場する田○君、武×君、高△君(以下、T1、T2、T3君)も3人で班を作っていた。通常の班は、それぞれの得意分野に応じて、化学系の実験はA君が、生物系の実験はB君が中心で行うといった分業ができるものだが、T1君たちの班では、T2、T3君は、実験が始まり出欠がとられると、どこかに遊びに行ってしまう。残されたT1君は、やむを得ず、1人で実験を行っていた。

実験のレポートは各人で作成することになっているため、実験が終わる頃になるとT2、T3君は、「T1君、レポート見せて」などと言ってどこからともなく現れる。心優しいT1君はそれでも、レポートを見せてくれ、T2、T3君は、無事に実験の単位を取得した。

きちんと出欠を取る実験でそうなのだから、通常の授業にはT2、T3君は出席せず、T1君のノートのコピーが二人にとって救世主になっていた。T1君は4年で学校を卒業し大学院に入り研究者の道をめざし、T2、T3君は、T1君のおかげで5年かけてなんとか卒業した。

それから、30年近くの年月が経った。

T1君は、水産研究所に入り、ウナギの種苗生産研究の大家になりつつある。

T1君は、学校を卒業させてくれた恩人としてT2君に大変、感謝されている。(T2君を社会に送り出した張本人として指弾する向きも一部にはあるようであるが。)

一方で、T1君の研究成果は、幅広い学問の素養と辛抱強い性格の賜物であるが、これというのも、学生時代に物理、生物、化学、微生物と幅広い分野の3人分の実験を1人で行ったおかげであるとの指摘がT2君によってなされているところである。

T2君は、他人のレポートとノートのおかげで5年かけてようやく学校を卒業したことがたり、基礎的な学業の素養が身につけておらず、とある役所で、漂流ゴミ、クラゲ、ナルトビエイ、環境中の有害物質と言った漁業界の嫌われものの担当として、職場の中でも厄介者として疎まれていると言う。因果応報、悪いことはできないものだ。

T3君は否として消息がわからない。

(このお話はフィクションです。実在する人物、団体とは関係がありません。)



増殖推進部漁場資源課
生態系保全室長
武井 篤

プレスリリース 8月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H19.8.1	指定漁業の許認可の一斉更新を実施	企画課
H19.8.1	平成19年度第2回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
H19.8.3	「第2回漁業共済制度に関する意見交換会」の開催について	漁業保険管理官
H19.8.3	水産政策審議会第14回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
H19.8.3	水産政策審議会第33回資源管理分科会の結果について	漁政課
H19.8.3	水産政策審議会第19回企画部会の結果について	企画課
H19.8.3	第11回水産政策審議会の結果について	漁政課
H19.8.6	我が国漁船の拿捕事案の国際海洋法裁判所への提訴（国際海洋法裁判所における判決）	国際課・遠洋課
H19.8.7	日本海西部会及び日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について	整備課
H19.8.8	平成19年度北西太平洋サンマ長期漁海況予報	漁場資源課
H19.8.10	水産庁によるトド出現量調査の実施結果について	漁場資源課
H19.8.16	我が国漁船の拿捕事案の国際海洋法裁判所への提訴	国際課・遠洋課
H19.8.17	第2期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の入港について（沖合調査）	遠洋課
H19.8.24	第1回我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会の開催について	管理課
H19.8.27	第10回日韓漁業共同委員会第2回課長級協議の開催について	国際課
H19.8.29	全国資源評価会議の開催について	漁場資源課
H19.8.31	日・キリバス漁業協議の開催について	国際課
H19.8.31	平成19年度事業評価の結果について	計画課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

「子ども霞ヶ関見学デー」は今年もたくさんの子どもたちで大賑わい!!!

- 子ども見学デーは、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするために始まった取組ですが、今年は、霞ヶ関周辺の26府省庁等において実施され、全国的には夏休み期間中に約200の機関（当初予定）において職場見学や業務説明等が実施されました。
- 今年の「子ども霞ヶ関見学デー」は、記録的猛暑が続く中、8月22日から23日にかけて行われ、霞ヶ関の水産庁会場では、2日間で2,195人（うち、子ども1,349人）の来場があり、昨年の過去最高入場者数を更新しました。
参考：各府省参加者数13,128人（うち子ども8,031人）
うち、農林水産省2,569人（うち、子ども1,610人）
- 水産業団体のご協力により、鯨製品、養殖魚、水産加工品等の展示や海岸漂着物を利用した工作等の各種イベントに子どもたちは大はしゃぎしました。日頃、魚とのふれあいに乏しい都会の子どもたちに魚への親しみや魚食の普及にも貢献できたものと思います。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiwase/index.html>